

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の  
一部を改正する政令案等」に関する意見募集結果について

令和6年10月30日  
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令案等については、令和6年8月29日から9月27日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、計68件の御意見を頂きました。

頂いた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※なお、「御意見に対する内閣府の考え方」内において以下用語については略称で記載しております。

- ・ 改正法…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）
- ・ 政令案…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
- ・ 内閣府令案…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案
- ・ 新ガイドライン…現在検討中の「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」  
（平成二十年四月内閣府公益認定等委員会策定。平成三十一年三月改定）の改訂案
- ・ 新会計基準…現在検討中の

「公益法人会計基準（平成二十年四月内閣府公益認定等委員会決定。最終改正令和二年五月）」の改訂案

※回答中に誤字脱字がございましたので、令和6年11月1日に修正版に差し替えております。

【財務規律関係】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
1	<p>公的役割を担う社会の実現に貢献との趣旨で今回の改正が行われることは十分に理解しています。</p> <p>ただこれまでの制度運用上に「実務」者が大変な苦勞をしたことを前提に施行令、それらに基づくガイドライン、猿にでもわかるマニュアル、ポータルサイトのユーザーインターフェイス（UI）の作成が、特に「小型公益法人」など「全くの素人」が実務を担当するばあいにも「普通の人誰でも」なにもマニュアルを見ないですぐ使うことができるようにすることが急務で、是非つよくお願いしたいと思います。「猿にでもできる」、「猿にでもわかる」がキーワードです。</p> <p>法律などというものは「誰も」が条文などを「同じように」理解するために必要です。またその法律などの理解を同じくしても、その解釈が異なることはよくあります。しかし、その法律の理解が揺らいでは、その法律の条文などはさらに「幾通りにも」解釈でき、頻繁に混乱が生じる原因となります。そのため法律などに用いられる用語について、「誰もが同じ理解をすること」が法律などが有効に生きためには全ての出発点となります。</p> <p>したがって、法律など（省令、政令も含み）の趣旨、法律などの内容が、「猿にでも理解できることが全ての前提となります。</p>	<p>法令の趣旨・内容等については、新ガイドラインにおいて、丁寧に記載していきます。また、新制度の広報のためのリーフレットや解説動画の作成や新制度施行に関する説明会等を予定しており、それらを通じて新制度のわかりやすい周知に努めてまいります。</p>

特に、「公益認定法など」に関わる小型法人ではいわゆる会計学の専門家や法律や行政の専門経験がなく、またそれぞれの経歴上のバックグラウンドも様々です。

ですので、省令、政令などには、「法律用語」、「会計用語」あるいは「行政の世界のみで通常使われる用語」など特殊用語は一切使わずに「普通の人」が日常使う用語のみで作成頂きたいと思っています。

そのためには政令本文にその中で使われる用語、単語の「定義 Definition」の項目に「普通の人や誰にでもわかる書き方（猿にでもわかる）」で明確に使われている言葉の意味が誰が読んでも「すぐわかる（考えなくてもわかる）」書き方で定義をしていただくように強くお願いしたいと思います。

法律案文の作成を日常的におやりになっている方の「思考」だけに頼ってはだれにもわからないことになり、法が有効に活かされないこととなりますので、強くお願いしたいと思います。同様に「ガイドライン」に使われる用語も専門的な当業者でなければ日常使わない会計用語、法律用語、行政用語を使わないようにお願いしたいと思います。

#### 1. 公益認定法施行規則第 22 条第 3 項目第 1 号（いわゆる 1 号財産）関係

たとえば「公益目的保有財産」と「公益目的事業財産」という用語は普通の人には違いに気がつかないと思います。「漢字ばかりの用語」は間違いのもとになります。また「不可欠特定財産」というような表現も「漢字ばかり」で普通の人には抵抗感があり、日常的に普通の人を使う用語での表現をお願いしたいと思います。

#### 2. 「財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、自律的なガバナンスの充実、透明性の向上」などについて

たとえば、収支相償から中期的収支均衡を明確という表現がありますが、中期的収支「均衡」という新しい書き方があります。「相償」ではなく「均衡」です。これも、普通

の人は「なんのことでしょう」との疑問がまずわきます。頻繁に用語を新しく付け加えないでほしいとの思いがあるように思います。”

また、いわゆる「資金」についてです（この資金という言葉でさえ何のことか？と思う人はいることも念頭においてください）（資金の有効活用とは「公益法人制度」の当初の考え方にはなぜなくて、今なぜ突如出現したのか）。

資金活用について法人の経営判断を重視し、将来の公益目的事業を充実させるための積立金として「将来の公益目的事業を充実させるための資金（公益充実資金）」が創設され公益目的事業に係る「特定費用準備資金」および「資産取得資金」を統合のうえ、収支「均衡」（収支相償ではない）の判断上、積立ては費用とみなされるようになるのですが、そもそもそこら中に使われている「用語」に「会計専門家でなくて、普通に人が誰にでもわかる」定義が必要になります。今の時代、文字で書くのではなく「図」や「絵」で表現を保管する必要があります（DXの推進には文字を出来るだけ使わないのは大前提）。また、複数目的を一つの資金として管理を行い目的変更も可能とされていますが、具体的に（行政用語や法律、会計用語ではなく普通の日常用語での）説明が必要です。

遊休財産の名称を「使途不特定財産」と改め（用語を変えても普通の人にはどちらでもよく（会計学、行政学の専門家ではない普通の人には）、それぞれの分かりやすい、優しく理解できることが重要で、保有制限から除外できる資金の範囲が拡大されるとの趣旨ですが、そもそも公益法人は過剰な資金を保有してはならないとの考えのもと、使途の定めのない財産（遊休財産）は当年度の公益目的事業の事業費1年分が保有上限とされていましたが保有上限についても過去5年間の事業費の平均額を基本に算定されることになるとのことがあり、ポータルサイト公益法人 information のユーザーインターフェイスがまた変わるのか、いままでのデータからAIにより自動的に利用できるシ

	<p>ステムの設計がなければ、また大混乱します。</p> <p>また公益目的事業継続予備財産が創設され公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産を、「公益目的事業継続予備財産」として、使途不特定財産の保有制限の対象から除外され（公益目的事業継続予備財産の保有について理由の公表が義務）なすが、ここで使われている用語も漢字がだらだらつながった非常に一見性のない書き方になっており、悲痛の人が誰でもわかるような用語の表現（ひらかなも織り交ぜた）にしていきたいとおみます。</p>	
2	<p>そもそも中期的収支均衡に関する新基準導入は旧基準での「無駄遣い」をなくすために生まれる制度ではないのか。</p> <p>現行の剰余金解消期間の2年という短期では、時間が限られているため、剰余金を計上した公益法人は、とにかく支出を増やして、不必要なものであっても、とにかく何でもいから買いまくって無理矢理にでも赤字を作り出して剰余金を解消しようとする。</p> <p>この本末転倒的な愚行を回避するために、剰余金解消期間を2年から5年に延ばし、過去の赤字も繰り越せるという制度にするのではないのか。</p> <p>せっかく無駄遣いしなくてもよい制度になるのに、過渡期に計上した剰余金に、旧基準が適用されるとしたら、剰余金解消のため、引き続き無駄遣いをする必要がある。</p> <p>これは明らかにおかしな制度矛盾である。</p> <p>R7以降、新旧基準が混在する中、旧基準での収支相償の達成を必要以上に考慮することは、新基準のもとでの新たな資金計画を進めるうえで完全な足かせとなる。</p> <p>繰り返しになるが、過渡期においては、新基準では節約することが可能であるにも関わらず、旧基準では無駄遣いしないと収支相償を達成できない場合、引き続き、不必要な支出をすることになる。</p> <p>このことはつまり、新旧基準は「節約」と「無駄遣い」という二律背反する関係にあ</p>	<p>御指摘の内閣府令案附則第2項については、改正法附則第3条を受けた規定であり、現行制度下での剰余金については現行制度の下で適切に処理されるべきものと考えます。なお、「収支相償」の規律においても、特定費用準備資金や資産取得資金の積立てなどで、中長期的に収支が均衡することが確認されれば、収支相償を満たすものとして取扱ってきたところで</p>

	<p>ることを意味する。</p> <p>誰がどう考えても新基準の「節約」を優先すべきことは明白であり、旧基準の「無駄遣い」は撲滅すべきである。</p> <p>過渡期に、旧基準で収支相償を達成しようとする行為は、不要な作業というより、してはいけない作業であり、2年間、遡って新基準を適用するなどの経過措置を必ず設けるべきである。</p>	
3	<p>収支相償の見直し、大いに賛成です。中期的な視点でぜひ判断してください。</p> <p>が、根本的には、一定の範囲で予備費の計上等を認めていただくことも必要かと考えます。(明確な事業のための資金ではなく)</p> <p>コロナ禍で事業が実施できず、収益が減っても、職員への給与の支給を止めるわけにはいかず、大きな借金を背負いました。今後も感染症の爆発的な増加や自然災害などで事業運営に不安材料が大きくなりました。</p> <p>ぜひご検討ください。よろしくお願いいたします。</p>	<p>今回、収支相償の見直しだけでなく、公益目的事業継続予備財産の創設など、事業変化への対応力を高めるための制度改正を行っており、そうした制度を活用いただきたいと考えます。</p>
4	<p>廃止される別表Hに関して、公益目的事業会計に基づき公益目的取得財産残高が再計算されるならば、旧来の公益目的取得財産残高はどう繰り越されるのか明確に教えてほしい。</p>	<p>公益目的取得財産残額の算定方法自体が変わるため、公益認定取り消し等の場合に、新しい方法で公益目的取得財産残額を算定いただくことになり、これまで別表Hで算定していた毎事業年度の公益目的取得財産残額が</p>

		繰り越されることはありません。なお、これまで貸借対照表内訳表を作成していなかった公益法人が新たに会計区分別内訳を作成する際に、直近の別表 H を参照することはあるものと考えます。
5	<p>公益財団法人で経理を担当しております。今回、公表されている案に関して、決算書類の作成について意見を申し上げます。</p> <p>従来、決算後 3 ヶ月以内に定期提出書類として提出していた書類の大部分が、今後は財務諸表の注記または附属明細書として決算書類に含めることが示されています。これに伴い、以下の実務上の懸念がございます。</p> <p>(1) 業務の集中による負担増加  決算整理や財務諸表の作成には多くの時間がかかります。定期提出書類相当の内容が追加されることで、財務諸表作成にかかる業務負荷が大幅に増加することが予想されま  す。</p> <p>(2) スケジュールのタイトさ  (1) で述べたとおり、業務が集中することにより、評議会の日程や監査に要する期間を逆算してスケジュールを考慮すると、作成期間の確保が非常に厳しくなります。</p>	<p>新会計基準の策定に当たり、小規模法人の負担軽減について検討することとしており、御意見は参考にさせていただきます。また、今回の改正では、公益目的取得財産残額算定方法の見直しにより、別表 H を廃止することとしており、定期提出書類の作成負担の軽減を図ることとしております。</p>

	<p>(3) 人員の問題</p> <p>経理部門が少人数の団体が多いと考えられます。このような少人数の部門で財務諸表の作成と定期提出書類相当の書類作成を同時並行で行うのは非常に困難です。さらに、公益財団の財務諸表等作成には専門的な知識が必要であり、経験が浅い実務者にとっては作成が困難であるか、短期間での作成が厳しいと考えられます。</p> <p>以上の3点を踏まえ、透明性の向上には賛同いたしますが、実務者の負担を軽減するために、定期提出書類相当の書類作成時期について、提出時期をずらす措置を検討していただきますようお願い申し上げます。</p>	
6	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の改正案第19条第1項第2号ロ（中期的収支均衡の特例算定上における公益充実資金の積立限度額）について</p> <p>中期的収支均衡の特例算定上における公益充実資金の積立限度額として、当該条文によると、未積立額を「当該事業年度開始の日から公益充実活動等の実施時期の開始の日までの期間の月数で除し」、これに当該事業年度の月数を乗じて算定すると記載されている。</p> <p>しかしながら、同様の事項を定めている法人税法上のみなし寄付金の特別限度額（法人税法第37条第5項）の算定については、「特定費用準備資金当期積立基準額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を当該事業年度開始の日から当該特定費用準備資金を積み立てることとされた期間の末日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数を乗じる」との記載がされている（法人税法施行規</p>	<p>「実施時期の開始の日までの期間」と「資金の残存年数（資金を積み立てることとされた期間の末日）」では、前者の方が短いか同様の期間になります（一度に資金を積み立てて、複数回取り崩す場合には前者が短くなり、複数年度で積み立てて一度に取り崩す場合は前者と後者は一致します。）。</p>

	<p>則第 22 条の 5 第 2 項。第 3 項の資産取得資金にあっても同様。)</p> <p>一方は公益充実活動等の実施時期開始の日までであり、もう一方は(特定費用準備資金の従来の制度ではあるが)積立期間の末日である。</p> <p>この規定は、積立期間が短く、積立完了後の据え置き期間が長い場合には、法人に不利な制度である。本来は、積立期間満了までの期間で除したものを中期的収支均衡の費用とするべきものであり、その後の据え置き期間は積立する予定がないのであるから考慮する必要はない。</p> <p>以上から、改正案第 19 条第 1 項第 2 号ロに規定する中期的収支均衡の特例算定上における公益充実資金の積立限度は、未積立額を「当該事業年度開始の日から当該公益充実資金を積み立てることとされた期間の末日までの期間の月数で除し」と記載を改めるべきである。</p>	
7	<p>(参考資料)の 13 ページから 15 ページは解りにくいので、省いてほしい。</p> <p>また、13 ページの減価償却費を控除するのは納得できない。費用だから控除する必要はないと思う。12 ページの資料だけで充分である。</p>	<p>公益充実資金は積立て時に、将来取得する資産について発生する減価償却費を先取りして費用計上する効果がある(剰余額の解消策として剰余額を公益目的保有財産の取得に充てる場合も同様)ことから、費用が二重計上されることのないように、公益充実資金の取崩し(積み立て時に費用計</p>

		<p>上) 又は剰余金の解消策により取得した公益目的保有財産に係る減価償却費が含まれる場合には、当該額を費用から控除するものです。</p>
8	<p>○ 中期的収支均衡に関する経過措置について          コロナ禍で事業が実施できず想定外の剰余金や欠損額を計上し、現在もその影響が続いている法人もあると聞く。          法施行後最初に開始する事業年度においては、過年度残存剰余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額について「零」とするのではなく、一定の配慮が必要ではないか。</p>	<p>御指摘の点については、改正法附則第3条に基づき、新制度施行前の剰余や欠損については、現行制度に基づき処理されるものであり、同条を踏まえ、内閣府令案附則第2項で経過措置規定を設けています。          また、新型コロナウイルス感染症拡大による資金不足に関しては、内閣府令案第17条第2号の規定を設けており、その運用については新ガイドラインにおいて示すことを予定しています。</p>

9	<p>有給財産の保有制限の見直しについて、保有上限を超えた財産が、すべて公益目的事業用財産で有れば、保有制限の対象外という理解で良いのか？</p>	<p>公益目的事業財産であるだけでなく、公益目的事業継続予備財産としての要件を満たす必要があります。</p>
10	<p>01 「第 67 回公益法人の会計に関する研究会議事次第及び資料 P25」において、公 1・公 2 の資金融通可とありますが、例えば、公 1 の計画－実績に差額が生じた場合は、その剰余額を公 2 に流用しても良いということになるのでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
11	<p>02 「第 67 回公益法人の会計に関する研究会議事次第及び資料 P26」において、公益目的事業継続予備財産を保有制限の対象から除外とありますが、これを管理するためには資産の区分を公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計の 3 区分で管理する必要があるということでしょうか。もともとの用途不特定財産を 3 区分に分けていないところ、分けることはできるのでしょうか。</p> <p>また、収益事業等においても災害等の予見しがたい事由に対応し、継続するために必要となる財産が必要と思われませんが、公益目的事業のみしか認められないのでしょうか。</p>	<p>公益法人は原則として区分経理を行うことが求められますが、これによって、法人の資産が会計別に区分されるとともに、控除対象財産も会計別に区分される結果、用途不特定財産もいずれかの会計区分に帰属することになります。公益目的事業継続予備財産を利用する場合には、その額を確定するために、公益目的事業会計に属する用途不特定財産の額を算定す</p>

		<p>ることが必要になります。</p> <p>公益目的事業継続予備財産は、区分経理を行っていない場合でも保有可能ですが、当該予備財産は公益目的事業財産でなければならないことに留意する必要があります。</p> <p>公益目的事業継続予備財産の保有目的は、公益目的事業に係るものに事由は限られます。これは、公益目的事業継続予備財産が、不測の事態においても公益目的事業を継続することができるように設けられた仕組みであるためです。</p> <p>なお、公益目的事業継続予備財産を保有することで、公益目的事業を継続するために必要な財産</p>
--	--	--

		<p>を十分に確保しつつ、それとは別に法人全体として、公益目的事業費1年分を上限に、使途不特定財産を保有できることから、収益事業等に係る不測の事態における安定性も高まるものと考えます。</p>
12	<p>03「第67回公益法人の会計に関する研究会議事次第及び資料P23」において、均衡を欠く場合には、その時点で事業構造の見直し等を求める監督措置と記載されていますが、改正前制度では計画を記載することにより認められていたものが、改正後はより厳しいものとなっているように思われます。</p>	<p>現行の収支相償では、剰余金がある場合、2年間で解消する必要がありますが、改正後は剰余額がある場合には5年間と従前より時間をかけて解消することが可能となり、その判定方法は内閣府令上明確に定められます。</p> <p>剰余額発生から5年の間は行政庁から法人に対し計画を求めることはなく、資金活用に関する経</p>

		<p>営裁量を高める一方で、5年経過後に収支の均衡を欠いている場合には、明確な基準に基づき監督措置を執る方針です。</p>
13	<p>04 令和7年3月の決算において剰余金が存在する場合は、改正前制度では2年以内に費消することとされていますが、令和7年4月以降5年以内に費消すれば良いという理解でよろしいでしょうか。またその際は、過去の赤字も通算できるということでもよろしいでしょうか。</p>	<p>令和7年3月の決算で存在する剰余金については、現行制度が適用され（改正法附則第3条）、現行制度の下で適切に処理される（2年以内に解消）必要があります。</p>
14	<p>2. 公益充実資金について</p> <p>公益充実資金は、従来の特定費用準備資金、資産取得資金を合体するもととして構築されている。従って、将来における特定の事業、特定の資産取得のための積立金として、整理されているが、従来も例外的に認められていた*、将来の収支変動に対処し、公益目的事業の継続的、安定的実施を確保する手段としての財政安定化基金の積み立ても、この公益充実資金の積み立て事由に加えていただきたい。もちろんこれを認める場合は公益費用対流動性資金の比率、公益費用対使途不特定財産の比率、将来にわたる一定期間における収支予想についてしっかりした見通などを求め、その必要性を判断することは必要と考えるが、その道は残していただきたい。</p> <p>*FAQ問V-3-(4)の4及び問V-4-(3)の2の後段</p>	<p>御指摘の目的（将来の収支変動への備え）については、公益充実資金においても可能であることを新ガイドラインにおいて記載する予定です。</p>
15	<p>3. 他会計の財産を公益目的事業会計で費消する場合</p>	<p>改正法で、御指摘の法</p>

	<p>原則は公益目的事業財産に振り替えたうえで行うとされているが、これにより会計上振替起票を行うことで公益目的増減差額を常に0以上とする結果、公益目的取得財産残額は、公益目的保有財産自体の減少以外では減少しないことになる。</p> <p>このことは、認定法 30 条 2 項に規定する「前項に規定する公益目的取得財産残額とは第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価格の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう」とし、同三号による「公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以降に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以降に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課その他内閣府令で定めるものの合計額」の前段に明らかに違反するのではないか。</p> <p>公益目的事業会計の資金不足を借入れで補填することも認められているが、これを認める条件は厳しく、短期的に資金ショートや、補填元の勘定（法人会計など）における資金が特定目的に使用されることが予定されている場合など、極めて限定的に運用されることが予想されるので、長期にわたり借入金が残存し純資産額を減少させることはほとんど想定できない。</p> <p>法律上明らかな規律を単なる会計手法により無効化することは、あってはならない。</p>	<p>第 30 条第 2 項については、同項第 3 号が「公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの…」と改められており、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業に費消等した場合に、当該費消等した額を無制限に公益目的取得財産残額から控除することにはなりません。</p> <p>また、今回、公益認定を受けた日以後に公益目的事業財産以外の財産で公益目的事業会計に計上した財産は公益目的事業財産とするとともに、これを公益目的事業以外に使</p>
--	--	---

		<p>用できる場合を明確化しました（認定法第 18 条、内閣府令案第 40 条及び第 38 条）。</p> <p>これらの改正は、公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的としており（認定法第 5 条第 1 号）、その資源を最大限活用して公益目的事業を実施する法人であることを踏まえたものです。</p>
16	<p>○第二章第一節第二款 中期的収支均衡 第 15 条～第 23 条 〔意見〕</p> <p>第 16 条から第 22 条までの規定ぶりは複雑に過ぎて理解が容易ではないため、府令の規定は、基本的事項あるいは例外的事項にとどめ、具体的な計算方法などはガイドラインで例を示すにとどめ、基本的には法人自治に任せるべきと考える。</p> <p>また、中期的収支均衡に関する数値にとどまらず、使途不特定財産額に関する数値、公益目的継続予備財産に関する数値、公益充実資金に関する数値などこれまで定期提出書類に依っていた情報について、財務諸表等に含めると、行政庁からの修正指示がなされた場合、監事に依る再監査や、理事会への再承認手続き等が必要となり、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。このため、行政庁による修正指示等があった場合には、監事による再監査や理事会への再承認手続きを不要とする等を検討いただきました。</p>	<p>各規律については、全ての法人においてまぎれなく適切に遵守されるよう、適用関係を法令上明確にし、予見可能性を高める観点から、内閣府令案において規定するものです。各規律の内容については、新ガイドライン等で解説してまいります。</p>

	<p>い。</p> <p>〔理由〕</p> <p>今回のパブコメ募集の参考資料「内閣府令案の概要」（A4 横長）P15 に「中期的な期間における収支状況は基本的に法人の経営判断」とあるとおり、いかにして中期的収支均衡を図るかは基本的に法人の経営判断に委ねられるべきものであるべきところ、府令であまりに詳細で、理解が難しい複雑な規定を置くと、かえって自主的な経営判断姿勢を阻害するだけでなく、各種誤りの誘発等の法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。</p> <p>また、中期的収支均衡の数値が、会計基準上の注記あるいは附属明細書等を構成することになれば、修正が必要な場合、財務諸表等の修正となり、理事会や社員総会／評議員会への再付議が必要となるなど、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。</p>	<p>財務諸表における数値の報告への御意見については、新会計基準の策定に当たり、小規模法人の負担軽減について検討することとしており、御意見は参考にさせていただきます。なお、御指摘の修正等の場合には、財務諸表とは別に別表として提出いただくことを想定しております。</p>
17	<p>○（年度剰余額等の算定）第16条第2項のただし書き</p> <p>〔条文〕</p> <p>「ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができる。」</p> <p>〔意見〕</p> <p>「年度欠損額を零とすることができる」とは、どのようなことを想定しているか、本条の趣旨を確認したい。</p> <p>〔理由〕</p> <p>赤字繰り越しを放棄することになると思われる。赤字継続法人の管理・事務負担軽減の趣旨かどうか確認したい。</p>	<p>御理解のとおり、欠損額を繰り越すことで、翌事業年度以降に剰余額が出た場合に通算し解消することができますが、継続して単事業年度で収支が均衡している法人（毎事業年度、一定額の寄附収入があり、その額だけ支出している法人等）などで、欠損額の繰り越しを</p>

		望まない場合に、残存欠損額の計算・管理の負担を軽減できるよう当該規定を設けています。
18	<p>○（年度剰余額等の算定）第16条第2項第二号のイ 〔条文〕 「当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益充実資金の取崩しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。）」</p> <p>〔意見〕 当該条項を、同項第一号の口の（）内の公益充実資金に係る事項とともに、選択可能とすることを検討いただきたい。（但し、一度選択したら変更不可）</p> <p>その場合、「第16条第2項第一号の口を当該事業年度の公益充実資金（略）の取崩額（取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号に掲げる財産（略）に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあっては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除『することができる』。但し、その場合に限り、同項第二号イの（）内の公益充実資金に関する部分を適応する。）」とすることも含めご検討いただきたい。</p> <p>〔理由〕 公益目的保有財産に充当される公益充実資金等の中期的収支均衡算定上必要である</p>	<p>公益充実資金は積立て時に、将来取得する資産について発生する減価償却費を先取りして費用計上する効果がある（剰余額の解消策として剰余額を公益目的保有財産の取得に充てる場合も同様）ことから、費用が二重計上されることのないように、公益充実資金の取崩し（積み立て時に費用計上）又は剰余金の解消策により取得した公益目的保有財産に係る減価償却費が含まれる場合には、当該額を費用から控除するものです。</p> <p>御提案の制度設計とし</p>

	<p>が、現実問題として、公益充実資金等充当の当該公益目的保有財産の減価償却費相当額の控除を、償却完了まで毎年度継続（途中除却等を考慮すると、個別管理が必要）することとなり、毎年度多種類の固定資産を購入するような法人にとって、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。</p>	<p>た場合、中期的収支均衡の算定上、公益充実資金の取崩額のうち資産取得等に充てる部分が収入額と費用額の比較において、収入額の増加となり、その増加分の剰余額について内閣府令案第17条第1号に定める解消策として公益目的保有財産の取得等に充てることとなりますが、その場合でも同様の趣旨で当該資産に係る減価償却費を経常費用の額から控除する必要があります。</p>
19	<p>○（残存剰余額の解消）第17条第1項第二号 〔条文〕 「公益法人が、災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにあつて、公益目的事業を実施するために必要な資金の不足（当該事態により資金の不足が生じた事業年度における欠損金（前条第二項に規定する年度欠損額の算定方法を基礎として内閣総理大臣が定める方法で算定した額）を補うために不可欠なものとして行った借入れに係る元本の返済 その返済に充てた額）」</p>	<p>御理解のとおりです。当該規定の適用については、新ガイドライン等において詳細を解説する予定です。</p>

	<p>〔意見〕 「コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。」とある処、当該条項で対処すると考えて良いか確認したい。</p> <p>〔理由〕 今回のパブコメ募集に附帯する（A 4 横長資料）「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について 内閣府令案の概要参考資料」の 10 ページ末尾「※ 黒字・赤字の算定は新制度施行後から開始。ただし、「コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。」とあることの確認。</p>	
20	<p>○（残存剰余額の解消）第 17 条第 1 項第三号</p> <p>〔条文〕 「前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し、当該公益目的事業の実施のために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項  その事項に要した額」</p> <p>〔意見〕 コロナ禍において、赤字資金の借入調達ができず、基本財産の取崩等で対応していた法人への救済策を検討いただきたい。</p> <p>〔理由〕 コロナ禍対応に依る赤字資金借入金返済は前号で対応可能と思われるものの、実際には、金融機関と交渉した結果銀行借入ができなかった先が多く、実務界からの現実的な要望である。</p>	<p>剰余額の解消策として公益目的保有財産の取得を可能としており（内閣府令案第 17 条第 1 号）、御指摘のような場面においては、当該規定に基づき必要な財産を取得することが考えられます。なお、新ガイドラインにおいて、剰余金の解消策として金融資産である公益目的保有財産を取得する場合の留意事項を記載する際に、御指摘のような</p>

		やむを得ず取り崩した公益目的保有財産の回復は認められる旨を記載する予定です。
21	<p>○（公益充実資金） 第23条第1項第一号</p> <p>〔条文〕</p> <p>「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は・・・」</p> <p>〔意見〕</p> <p>「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は・・・」を、「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動（いまだ認定されていない将来の新規事業を含む）の実施又は・・・」等、明示していただけないか。</p> <p>〔理由〕</p> <p>現行規則第18条 特定費用準備資金 第1項にも、「公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために・・・）」とあり、両者とも「将来の特定の活動の実施」と、同様の表記となっている処、有識者会議最終報告に云う「いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て」が新ガイドラインで規定されるものと予想できるものの、新規則が現行規則と同様の表記であるため。</p>	<p>公益充実資金の目的である「将来の特定の活動」には、御指摘の「いまだ認定されていない将来の新規事業」も含まれていません。</p> <p>なお、新ガイドラインでは、行政庁による公益目的事業の変更認定を受ける前であっても、その申請を行政庁に行っているなど具体的に活動の実施が見込まれる場合には、公益充実資金の目的として当該事業に係る公益充実活動等の設定が可能であることを示すことを検討しています。</p>
22	○（公益充実資金） 第23条第1項第二号	一般的に、「公表」とは、

	<p>〔条文〕 「公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。」</p> <p>〔意見〕 インターネット等で公表することは情報公開として望ましいと考えるが、「その他の適切な方法による速やかな公表」とは具体的にどのようなものを想定しているか確認したい。「書類の備え置きによること」も含まれると、理解してよいか。 また、公表するにあたっては、数値が確定してからでない現実的ではないため、「当該事業年度の終了後」「速やかに」ではなく、「決算確定後速やかに」としていただけないか。</p> <p>〔理由〕 その他の適切な方法による速やかな公表について、その具体的な内容を確認するものである。</p> <p>○ （公益充実資金）第 23 条第 1 項第二号 （注. 公益目的事業継続予備財産と同様）</p> <p>〔条文〕 省略</p> <p>〔意見〕 上記（公益充実資金）の意見に同じ</p> <p>〔理由〕 第 23 条第 1 項第二号と同様の条項が、（公益目的事業継続予備財産を保有している場合の公表事項等）第 37 条第 3 項にある。上記理由と同じ。</p>	<p>広く一般国民その他不特定多数の人々が知り得る状態に置くために一定の事項を示し、明らかにすること（有斐閣 法律用語辞典）を言います。備え置くだけでは、不特定多数の者が知り得る状態にあるとは言えませんので、公表されたものとはなりません。公表の方法については、インターネットを利用し法人 HP へ掲載することなどが原則と考えておりますが、それが難しい場合には、公衆の見やすい場所に掲示することなどが想定されます。</p> <p>「当該事業年度の終了後」「速やかに」については、決算後を想定しています。当該書類の行政庁</p>
--	---	--

		<p>への提出等（内閣府令案第46条第1項第7号）について事業年度経過後3か月以内とされていることを踏まえ、法人自らによる公表時期についても新ガイドライン等において明らかにする予定です。</p>
23	<p>○（公益充実資金）第23条第1項第二号ホ</p> <p>〔条文〕 「前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項」</p> <p>〔意見〕 内閣総理大臣に委任するのではなく、内閣府令に明記し、一覧性および予測可能性を高めることが必要と考える。 また、現行の特定費用準備資金の規定と同様「算定根拠」が残っているが、特定費用準備資金＋資産取得資金＝公益充実資金ということに止まらず、いまだ認定されていない将来の新規事業を含む将来の公益の充実のための資金という今回の制度改正趣旨に基づくと、公益充実活動の「内容」記載で充分ではないか。</p> <p>〔理由〕 いまだ認定されていない将来の新規事業を含む将来の公益の充実のための資金という今回の制度改正趣旨に基づくと、公益充実活動の「内容」記載で充分ではないかと思わ</p>	<p>公益充実資金については、使途不特定財産規制における控除対象財産となる、その積み立てが中期的収支均衡等の財務規律について費用とみなされる効果を持つことから、その積み立てについては、限度額の算定根拠等、使途の具体性を求める必要があると考えます。</p> <p>内閣総理大臣への委任については、今後、公益充</p>

	れる。	実資金の制度を運用する中で、国民に対し明らかにすべき事項又は行政庁として把握すべき事項を認識した際に、当該事項を告示等により定める趣旨の規定です（そのため、行政庁が任意で法人に対し情報を求めることはありません。）。
24	<p>○（公益充実資金）第23条第1項第三号</p> <p>〔条文〕 「公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。」</p> <p>〔意見〕 「特別の手続」について、具体的に何を指すか（現行同様、理事会決議が想定されるが）、明示していただきたい。</p> <p>〔理由〕 実務手続きとして、法人自治か、或いは「理事会決議が望ましい」等の推奨手続きかどうかを確認したい。</p>	<p>「特別の手続が定められていること」とは、目的外で取り崩す場合について法人としての手続が定められていることを求めるものであり、例えば定款で「公益充実資金の管理は、別途理事会で定める手続による」といった定めを設け、目的外取崩しの際には理事会決議に委ねることということが考えられます。こうした考</p>

		え方については、新ガイドラインで示す方針です。
25	<p>○（公益充実資金に係る調整） 第30条第1項</p> <p>〔条文〕</p> <p>「各事業年度の公益充実資金の積立額に当該事業年度の末日における当該公益充実活動等（将来の特定の活動の実施に限る。）の所要額の合計額を『乗じて』同日における積立限度額で『除して』得た額を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。」</p> <p>〔意見〕</p> <p>第1項を第2項と同様、「当該事業年度の公益充実資金の積立額（公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために積み立てる額を除く。）を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。」と規定せずに、『乗じて』『除して』とした趣旨を確認したい。</p> <p>また、途中変更の必要がある場合（例えば、将来プロジェクトで計算機購入予定だったものを計算委託とする場合等）、過去の年度に遡って、公益目的事業比率を再調整するまでは求めない運用をお願い致したい。</p> <p>〔理由〕</p> <p>同条第1項に依って積立時に公益実施費用に参入される額は、将来、第2項に依って取崩時に公益実施費用から控除される額と、最終的には合致する建付けであると考えため。</p>	<p>御指摘の規定は、公益充実活動等ごとの所要額を基に、事業実施のために積み立てられた部分に係る積立額を計算するものです。公益充実資金は、柔軟な用途変更が可能であり、目的ごとの積立額が管理されていないため、当該規定を設けております。</p> <p>なお、公益目的事業比率は、毎事業年度算定するものであり、また、上記のとおり公益充実資金は用途の変更が想定されているものであることから、用途の変更によって御指摘の「過去の年度に遡って、公益目的事業比</p>

		率を再調整」ということは発生しません。
26	<p>○（使途不特定財産額の保有の上限額）第34条第1項ただし書</p> <p>〔条文〕</p> <p>「略  ただし、基準額を当該事業年度又は当該事業年度の前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（略）を基準額とすることができる。」</p> <p>〔意見〕</p> <p>合理的理由を求める必要性を再度ご検討いただきたい。</p> <p>〔理由〕</p> <p>有識者会議最終報告においては、理由の明示は記載されているが、合理的理由までは求められていない。</p>	<p>今回の制度改正は、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」（以下この回答において単に「最終報告」という。）を踏まえたものですが、使途不特定財産規制の保有上限額の算定において、御指摘の規定を適用する場合、通常の方法よりも上限額が大きくなることから、当該規定の適用にあたり、その必要性に関する説明責任を果たすという観点から、合理的な理由を求めることは、最終報告の趣旨に反するものとは考えておりませんし、必要な規定だと考えております。</p>

<p>27</p>	<p>○（使途不特定財産額）第36条第3項 〔条文〕 五〔略〕 〔号を削る。〕 参考：現行規則 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているもの 六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。） 〔意見〕 現行の5号財産について「号を削る」とされたが、5号財産の制度はなくなったものと理解してよいかどうか確認したい。その場合、これまで5号財産とされていたものは、全て1号財産（公益目的事業財産）と2号財産（法人活動保有財産）に振り替えを行う必要があるのかどうか確認したい。 現行6号財産について、「（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）」は、改正後6号財産では（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）とされた。すなわち、6号財産には果実を組み入れること自体ができなくなったとの理解が正しいかどうか確認したい。また、1号財産・2号財産の果実は、相当の期間内に費消することが見込まれるものとの制約がなくなったと理解してよいか。 〔理由〕 控除対象財産の定義が見直されているため、この趣旨と内容を確認するもの。</p>	<p>御指摘の寄附等によって受け入れた財産で、交付者の定めた使途に従って継続的に使用等されている財産（現行5号財産と整理されているもの）は、新たな控除対象財産の区分においては、その目的によって、公益目的保有財産又は法人活動保有財産（内閣府令案第36条第3項第1号又は第2号）に整理されることから、該当する財産を引き続き控除対象財産とするためには、いずれかの区分で表示する必要があります。 御指摘の6号財産からの果実については、御理解のとおり指定寄附資金には該当しません（控除対象財産とする場合に</p>
-----------	--	---

	<p>特に、現行の5号財産や6号財産等の果実について、寄付者より果実を含めた指定があった場合、意思を尊重するうえで問題とならないかを確認したい。</p>	<p>は、公益充実資金として積み立てるなどの処理が必要となります。)。また、御指摘の1号財産又は2号財産からの果実については、継続して使用する性質のものではないため、公益目的保有財産又は法人活動保有財産にも該当しません。</p>
28	<p>○（公益法人の運営を行うため必要な財産）第44条 〔条文〕 「法第十九条第二項に規定する公益法人の運営を行うため必要な財産は、法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあっては、公益目的事業の用に供するものを除く。）とする。」 〔意見〕 収益事業等を行わず区分経理を実施しない公益法人に於いて、法人活動保有財産が公益目的事業財産等から除外され、その結果、公益目的取得財産残額から除かれることとなり、収益事業等を実施しない小規模法人への配慮として評価する。一方、同条かっこ書きに「（法人活動保有財産・略・にあっては、公益目的事業の用に供するものを除く。）」とある処、そもそも法人活動保有財産は公益目的事業の用に供されないのではないか。あるいは、公益目的事業との共用財産を指しているのかを確認したい。 〔理由〕</p>	<p>御指摘の法人活動保有財産の「その他の業務や活動」には公益目的事業のための業務や活動も含まれます。公益目的事業財産以外の財産で事実上継続的に公益目的事業に使用している財産（例えば、公益認定を受ける前に取得し公益目的事業財産としていない財産）についても、法人活動保有財産に該当するため、こ</p>

	条文の文言の確認	のような規定となっております。
29	<p>控除対象財産のうち、6号財産の記載に不備がある。次の(1)(2)のとおり修正すべきである。</p> <p>(1) 施行規則第36条第3項第6号括弧書き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「当該資金から生じた果実を除く。」とあるが、6号財産から生じた果実だけでなく指定純資産を財源とする他の財産(旧5号財産)から生じた果実も除外しなければ、法令改正の趣旨に合わない。</li> <li>・経過措置が明瞭でない。</li> <li>・以上から「施行日以後に開始する最初の事業年度の開始の日以後に当該資金その他指定純資産を財源とする他の財産から生じた果実を除く。」と改めるべきである。</li> </ul> <p>(2) 施行規則の附則の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「この府令による改正前の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第6号により算定した額は、新規則第36条第3項第6号に規定する資金とみなす。」旨を記載する必要がある。</li> </ul>	<p>(1) について、例えば、旧5号財産で新制度において公益目的保有財産と整理される財産から果実が生じた場合、当該果実は「継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産」という公益目的保有財産の要件に該当しないため、御提案の措置がなくとも自動的に控除対象財産に含まれることはありません。</p> <p>(2) について、御指摘の趣旨が必ずしも明らかではないですが、御提案の規定がなくとも、現行制度で6号財産と整理されている財産(現行制度で発生した果実で6号財産としているものを含</p>

		む)は、新制度施行後に発生する果実の取り扱いが変わるだけであり、その性質が変わらない限りにおいて、引き続き、6号財産と整理されるものと考えます。
30	<p>認定法施行規則（案）第17条第2項において、災害のような特異な事情にかかる借入金の返済金が残余剰余額の解消に充てることができるとされているが、その他のやむを得ない事情にかかる返済金も残余剰余額の解消に充てられるよう柔軟な記載とすべきではないか。例えば既に行った公益目的事業の設備投資を目的とする借入について、当該設備の減価償却も終了している場合、残った借入金の返済を今後単年度毎の公益目的事業会計の収入により行くと、過去の赤字は通算できず毎年度黒字が計上されて中期的収支均衡を満たさなくなる恐れが生じる。</p> <p>また、もし上記のような事情が施行規則（案）第17条第3項で認められうるのであれば、法人運営の予見可能性を確保するため、ガイドライン等で早期に整理をお願いしたい。</p>	<p>御指摘の内閣府令案第17条第2号は、剰余額の解消について、法人の個別の事情を斟酌する同条第3号とは別に、一定のニーズの下に特に必要性がある場合を内閣総理大臣が定めるものです。</p> <p>その他の事情については、個別の判断の蓄積等も踏まえて、類型化の必要性を検討いたします。</p>
31	<p>今回の法改正についての資料を確認した中で、一番の懸念は現在の財務諸表の様式を大きく変更しなければならない点です。</p> <p>まず、決算書の様式を根本的に作成しなおすことになり実務的な負担が大きいので、できることなら様式の変更をしないで済むことが望ましいです。また、実務担当者だけ</p>	<p>新会計基準の策定に当たり、御意見は参考にさせていただきます。</p> <p>なお、「区分経理等新し</p>

	<p>でなく、役員を含めた役職員について、新会計基準による財務諸表の見方についての習得や会計ソフトの切替等が必要になる等、金銭的にも時間的にもコストがかかることが想定され、様々な影響が懸念されます。</p> <p>「わかりやすい財務情報の開示」に関しては、「区分経理等新しい会計基準への対応支援」をとるとありますが、切り替えにあたっては相当な負担が予想されるため、丁寧な対応が必要だと考えます。</p>	<p>い会計基準への対応支援」については、新会計基準策定後、全国で新会計基準の相談会事業を開催するなどする予定です。</p>
--	---	--

【ガバナンス関係】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
32	<p>外部理事・外部監事要件について</p> <p>【1】経過措置の問題点</p> <p>経過措置では「現任理事（監事）の任期満了まで」とされているが、例えば3月決算法人で2023年5月総会で選任された理事・監事（いずれも任期2年）の場合、2025年5月総会で任期が満了する。</p> <p>結果、2025年5月の役員改選後の理事・監事から新制度の対象になる。</p> <p>今回の資料では「経過措置により、新法施?後も、在職中の全ての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば良い。」と余裕があるように書かれているが、現実には全く余裕がない3月決算法人も多く存在するところである。</p> <p>各数値の基準とは異なり、一発でアウトになる「公益認定要件（役員要件）」を追加したにもかかわらず、周知から適用まで5か月ほど（実際は選出の過程もあるので数か月）で対象とするのは経過措置とは言えない状況である。</p>	<p>公益法人（外部理事については、適用除外とされる収入・費用3000万円未満の法人を除く。）については、法施行後、施行日に在任する理事・監事が全員改選されるなどの場合、その時に外部理事・監事を1名以上選任いただく必要があります。今後、内閣府において、各地方で行う公益法人への説明会、公益イン</p>

	<p>2024年5月総会で選任された理事・監事（いずれも任期2年）の場合、2026年5月総会で任期が満了するのと比べると、たまたま1年違うだけで準備期間が異なるのは問題があるため、経過措置について、再度柔軟な対応を検討されたい。</p> <p>【2】周知のお願い</p> <p>新制度については、「2025年の年明け」から国・都道府県が周知活動を行うとスケジュールでは記載があるが、外部理事・外部監事については役員を選出するために「年内」から動く場合もあり、周知時期が遅い（そもそも施行日まで1年切っているのに新制度の詳細が確定していないことが異常である）。</p> <p>仮に上記【1】の経過措置で柔軟な対応ができない場合、最低でも10月下旬に確定次第、先行して周知活動を徹底していただきたい。”</p>	<p>フォーメーションの特集ページ、メルマガなどを通じて注意を喚起し、周知に努めます。</p> <p>なお、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により改正法第5条第15号の適用対象となる法人は、施行直後に理事の全員改選が予定されている場合、その時点で外部理事を選任する必要があることとなりますが、急遽の外部理事の選任、内部規則の改訂等を行うことができなかつた法人については、行政庁から外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて法人に対して説明を求めるとし、やむを得ず選任等することが困難であ</p>
--	---	---

		ると認められる場合には、外部理事に係る監督は行わないこととする予定です(外部監事についても同様)。
33	<p>外部理事・監事(改正法第5条第15号及び第16号)関係について</p> <p>社団法人の役員は、その大半が社員からの選任であるため、議決権を有している役員となっている。一方、外部役員を社員以外からの選任とする場合、外部役員は議決権を有することができず、最終決定機関である総会において、対抗できなくなる恐れがあります。法人運営が内輪の者だけで行われることを防止する趣旨ですが、議決権のない外部役員は、その意味を為さないため、内閣府令において社員でない者を定めることは、やめるべきと思います。</p>	外部理事・監事を認定基準とした趣旨は、公益法人の運営の一層の適正化を図るため、理事会による理事の職務執行の監督、監事による理事の職務執行の監査等を通じた牽制機能が発揮されるよう外部の視点を取り入れることにあり、社団法人においてもその意義が変わらないものと考えます。
34	<p>1 外部理事・外部監事に関する「設立者」について</p> <p>内閣府令案の第4条及び第5条で、外部理事及び外部監事に該当しない者として「当該法人が一般財団法人である場合にあっては、その設立者」としているが、この点に関連して3点提案する。</p> <p>(1) 法人が作成・備え置きし、行政庁に提出する書類(内閣府令案第46条第1項第2号)に「設立者(公益財団法人に限る。)」を追加すること。法制的に可能であれば、</p>	本条における「設立者」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第153条の規定に基づき定款に記載のある設立者を指します。ただし、対象

	<p>「設立者（法人である場合に限る。）の現状」も追加すること。</p> <p>説明</p> <p>一般財団法人の定款では設立者が必要記載事項とされているが（一般法人法第 153 条）、旧公益法人から移行した公益財団法人にあっては定款に設立者を記載していない事例が多いと考えられる。これまでは「設立者」に着目した規律がなかったため、法人運営上も「設立者」については特段意識しなくても済んでいたものと考えられる。</p> <p>今回、設立者に着目した外部理事・監事に関する規律が導入されるに当たっては、まずは当該法人の「設立者」は誰なのかにつき、法人としての認識を表示させることが先決であると考えられるので、法人が作成・備え置くべき書類に「設立者」を記載させるべきと考える。</p> <p>そして、設立者が法人である場合、その設立者の現状についても表示させるべきと考える。法人については、さまざまな形態の組織変更があり得て（単純な組織変更、吸収合併、新設合併、分割など）、設立者の現状を把握すること自体が容易でないケースもあると考えられるが、その点が明確にならないと外部理事・監事の登用義務づけを試みたところで意味がないのではないかと考える。（制度改正に当たっては、立法事実を把握するため公益法人の実態把握を行うべきだったと考えるが、その一環として各法人が設立者の現状を把握しているかを調査しておくべきだったと考える。）</p> <p>(2) 内閣府令案第 4 条第 2 号及び第 5 条第 2 号に「当該法人が整備法第 44 条の規定により公益財団法人に移行したものである場合にあっては公益財団法人に移行する前の法人の設立者」を追加すること。</p> <p>説明</p> <p>旧公益法人から移行した法人にあっては、定款に「設立者」を書いていないケースが多いと考えられるが、そのような場合の疑義が生じないように、法文上に明記して</p>	<p>の一般財団法人が、旧民法 34 条の規定に基づき設立された法人で、行政庁の認可を受けたいわゆる移行法人である場合は、旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等客観的に明らかでない事情が認められる場合、本条による監督措置は行いません。</p>
--	--	---

	<p>おくべきと考える。</p> <p>(仮に、「公益財団法人への移行によりいったんリセットされたので設立者については引き継がない＝設立者はいなくなった」という整理であるならばそれがわかるような規定にしていきたい。)</p> <p>(3)内閣府令第4条第4号及び第5条第4号について、設立者が法人の場合に当該法人が何らかの組織変更(単純な組織変更、吸収合併、新設合併、分割など)をした場合の扱いを内閣府令上に明記すること。</p> <p>説明</p> <p>(1)の説明と共通するので省略</p>	
35	<p>2 役員等の役職ごとの報酬支払額開示について</p> <p>内閣府の説明資料によれば、今般、役員等の役職毎の報酬支払額を開示することになるとのことだが、それに該当する規定が内閣府令案第48条第1項第2号又は第3号に定められるべきと考えるのだが、見当たらない。記載漏れではないのか。</p>	<p>内閣府令案第46条第1項第2号ロ、「評議員、理事及び監事の数その他の状況」の「その他の状況」として、役員等の役職別の(評議員・理事・監事)の報酬の総額を、備置き及び行政庁への提出書類の記載事項とする旨、新ガイドラインに記載する予定です。</p>
36	<p>3 海外送金に関する条項について</p> <p>(1)内閣府令案第18条第1項第3号へで、「海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無」について記載した書類を開示書類と規定している一方で、第3項</p>	<p>内閣府令案第46条第1項第3号へ「有無」について、該当するものがない場</p>

	<p>では、「該当するものがない場合にあつては、作成を要しない」としている。「該当するものがない場合は作成を要しない」のであれば、第1項第3号へで「有無」の文言を用いるのは理屈上おかしく、第1号第3号ホと同様に「海外への送金及びそれに関連するリスクの軽減策に関する事項」と記載すべき。</p> <p>(2)内閣府令案第18条第1項第3号へで「海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無」としているが、ここにいう「リスクの軽減策」の定義が内閣府令案上に見当たらず、「リスクの軽減策」を法令検索しても該当がない。マネーロンダリングやテロ資金対策でこの規定を新設するという趣旨は理解するが、このままではどのような「リスク」に関する「軽減策」の記載を求めているのかが法文上明らかでない。一般的な事務リスクの軽減策（誤送金防止のためのダブルチェックなど）の記載でも良いことになってしまうが、それは敢えて今回海外送金についての規定を設ける趣旨にそぐわないのではないか。新たな概念を法令に規定するのであればその定義を条文上で明確化することで趣旨を明確化すべき。</p>	<p>合も「無」と記載いただく形式であるため、同条第3項（該当するものがない場合）から「へ」を削除します。現時点の当該項目への書類への記載事項としては、海外への送金がある場合のチェック欄、リスク軽減策がとられている場合のチェック欄に御指摘の記載を予定しております。なお、リスク軽減策の具体的内容については「公益法人におけるテロ資金供与対策について」（公益インフォメーションに掲載）を新ガイドラインにおいて記載することを予定しております。</p>
37	<p>記載すべき「法人関係者との取引」について、ガイドラインで具体例も載せておいてほしい。</p>	<p>関連当事者との取引については、新会計基準の議論及び記載も踏まえ、新ガイドラインへの記載方法</p>

		について検討いたします。
38	<p>事業報告の新たな記載事項に「公益法人が自主的に実施したガバナンスに関する取組」が追加されるとあるが、どのような取組みをすればよいのか、どう記載すればよいのか具体的な施策・様式も周知してほしい。</p> <p>現時点でガイドライン等何も公開されていないのに翌 2025 年 6 月提出の事業報告書から新制度適用というのは、予算・決算の作成と同時進行で対応することとなり苦しい。</p>	<p>新ガイドラインにおいても参考となる取組を例示することを検討しております。優良なガバナンス事例等についても内閣府から情報提供を行っていく予定です。</p> <p>ガバナンスに関する取組の事業報告への記載は、施行日以後に開始する事業年度の事業報告（4 月から事業年度を開始する法人の場合は、令和 8 年 6 月までに提出されるもの）から適用となります。</p>
39	<p>外部理事・外部監事に対して「報酬を支払うこと」が考えられるが、例えば「理事及び監事は無報酬」と定款に定めている場合、報酬を支払う前提として定款変更（2/3 以上の特別決議）が必須となる。</p> <p>しかし、3 月決算法人の中には「令和 7 年 5・6 月総会」で現任の理事・監事の全員が任期満了（＝経過措置も終了）となり、その総会で定款変更をしなければ外部理事・外部監事に対して報酬を支払うことができないことは明らかである。</p>	<p>公益法人（外部理事については、適用除外とされる収入・費用 3000 万円未満の法人を除く。）については、法施行後、施行日に在任する理事・監事が全員改選されるなどの場合、その</p>

	<p>「経過措置により、新法施?後も、在職中の全ての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば良い。」と言っておきながら、役員の任期によっては「まったく猶予がない」状況について経過措置を見直し、配慮をお願いしたい。</p> <p>また、解説資料の中で「定款変更」の可能性について一切触れられていないが、その他にも定款変更が必要となる可能性がある項目があれば、10月確定後、速やかに周知していただきたい。</p>	<p>時に外部理事・監事を1名以上選任いただく必要があります。今後、内閣府において、各地方で行う公益法人への説明会、公益インフォメーションの特集ページ、メルマガなどを通じて注意を喚起し、周知に努めます。</p> <p>なお、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により改正法第5条第15号の適用対象となる法人は、施行直後に理事の全員改選が予定されている場合、その時点で外部理事を選任する必要があることとなりますが、急遽の外部理事の選任、内部規則の改訂等を行うことができなかった法人については、行政庁から外部理事の選任に</p>
--	---	---

		<p>係る手続の状況や選任までの見通しなどについて法人に対して説明を求めることとし、やむを得ず選任等することが困難であると認められる場合には、外部理事に係る監督は行わないこととする予定です(外部監事についても同様)。</p> <p>定款の変更に関しては、新ガイドラインの改訂に合わせ、モデル定款の改訂版を新ガイドラインの別冊(仮称)に掲載予定としており、その中で制度改正に伴って対応を要する事項をお示ししていきます。</p>
40	<p>○ 財産目録等(改正法第21条及び第22条)関係 事業計画書等を承認した理事会等の議事録が公表の対象となっている。 議事録には上記の承認のみならず、第三者との契約内容や役員報酬額、役員の氏名・住所など外部への公開に相応しくない内容が記載されている場合がある。そのため、議事録を一律に公表するのは守秘義務や個人情報保護の観点から問題であるとする。事</p>	<p>御指摘の事業計画書等を承認した理事会等の議事録は、内閣府令第56条により行政庁への提出が求められますが、財産目</p>

	業計画書等が理事会等において承認されたことを行政庁が議事録から確認できれば良く、それを公開する意義は乏しいのではないか。	録等には該当しませんので、公表対象ではありません。
41	<p>外部理事及び監事について</p> <p>実施している事業が許認可のみで運営している法人は、実施する事業が法律等で制限されており、かつ、行政機関から指導監督されることから外部理事等の設置する本来の趣旨から異なるのではと考えます</p>	<p>外部理事・監事を認定基準とした趣旨は、公益法人の運営の一層の適正化を図るため、理事会による理事の職務執行の監督、監事による理事の職務執行の監査等を通じたけん制機能が発揮されることが不可欠であり、そこに外部の視点を取り入れる重要性にあります。</p> <p>実施する事業が法律等で制限され、当該法律等に基づき行政機関から指導監督されることがあるとしても、公益法人として、自律的なガバナンスを確保する必要性に変わりなく、その際に外部の視点が重要であることに変わり</p>

		がないと考えています。
42	<p>当法人の定款では、「役員は、原則として無報酬」及び「役員には、費用を弁償することができる」と規定しています。</p> <p>役員報酬を無報酬と規定している団体が、見識のある外部人材を得ることは「団体にとって過大な負担となる」ことから、「外部理事及び外部監事の規定が適用除外となる小規模法人に加えて、役員報酬が無報酬の法人も適用除外としていただく」よう要望します。</p> <p>また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条（監事の権限）にて、「監事は、理事の職務の執行を監査する」ことや、「いつでも業務及び財産の状況の調査をすることができる」との規定がある中で、外部監事を新設する理由をご教示いただければと思います。</p>	<p>公益法人が適正に運営されるためには、理事会による理事の職務執行の監督、監事による職務執行の監査等を通じたけん制機能が発揮されることが不可欠であり、理事会や監事がその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることの重要性に鑑みて外部理事・監事を導入するものであることから、理事・監事の報酬の有無によって、適用除外とする規定は設けません。</p> <p>なお、外部監事については、監事の理事の職務執行の監査などを通じたけん制及び監督または監査機能などの職務の重要性から、小規模法人の適用除外はありません。</p>

<p>43</p>	<p>外部理事・外部監事導入の経過措置について</p> <p>改正案では、外部理事・外部監事導入の経過措置については、令和7年4月1日の施行後、現任理事・監事の任期満了まで新法の基準適用を猶予するとされています（法附則第5条）。</p> <p>当センターの定款23条第1項で「理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。」とされていますので、外部理事・監事の導入には定款の変更が必要になります。</p> <p>当センターの現任理事・監事の任期が令和7年6月の総会時までであり（任期2年）、臨時総会の開催はコスト、事務量の面から極めて負担が大きく現実的に難しいとすれば、令和7年6月の総会に、定款変更と外部理事・外部監事を含む役員選任の提案を同時にすることになります。</p> <p>この場合、総会前の理事会での候補者の議案は、定時総会での定款変更を停止条件として提案し議決いただくしかなく、また、定時総会で特別議決の定款変更が可決しなかった場合、速やかに、臨時総会を開いて改めて定款変更、外部理事・監事の再提案が必要になるという綱渡りの運営になります。</p> <p>このような状況は、公益法人である多くのシルバー人材センターや他の公益法人においても生じるものであり、外部理事・外部監事導入について定款変更を必要とする場合には、定款変更とそれに基づく外部役員の選任を定時総会において順次行えるように、政令により、例えば、「令和8年4月1日時点の理事・監事の任期満了までの新法の基準適用の猶予」あるいは「令和9年3月31日までの新法の基準適用の猶予」のように経過措置を延長することを要望いたします。</p>	<p>現任の理事又は監事の職務を全うしていただくことを前提に、現任の理事又は監事の全員が交代するまでの間に外部理事・外部監事を選任いただく趣旨で経過措置を設けております。</p> <p>公益法人（外部理事については、適用除外とされる収入・費用3000万円未満の法人を除く。）については、法施行後、施行日に在任する理事・監事が全員改選されるなどの場合、その時に外部理事・監事を1名以上選任いただく必要があります。</p> <p>なお、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により改正法第5条第15号の適用対象となる法人は、</p>
-----------	--	--

		<p>施行直後に理事の全員改選が予定されている場合、その時点で外部理事を選任する必要があることとなりますが、急遽の外部理事の選任、内部規則の改訂等を行うことができなかった法人については、行政庁から外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて法人に対して説明を求めるとし、やむを得ず選任等することが困難であると認められる場合には、外部理事に係る監督は行わないこととする予定です（外部監事についても同様）。</p>
44	<p>公益認定の基準〔認定法5条15号〕の外部理事、外部監事について 外部理事、外部監事になれない者として 財団法人の設立者 (+法人の場合、当該法人と子法人の役員及び使用人)</p>	<p>外部理事・監事の要件については、公益法人の多種多様な実態に鑑み、法令での一律の定め範囲につ</p>

	<p>が挙げられておりますが、これだけでは法人の私物化を防ぐには不十分と思われる。</p> <p>財団法人の設立者が法人であった場合、財団法人を設立した法人の役員や使用人を退職して直ちに、または退職後短期間で外部理事や外部監事に就任させることが可能です。財団法人の外部理事、監事の枠を埋めるために理事就任を前提として、財団法人を設立した法人の役員や使用人を退職させ、公益法人を設立した法人の傀儡となる外部理事、外部監事として就任させることができます。外部理事、外部監事に就任する見返りとして、財団法人を設立した法人の意向に従う、形式だけの外部理事では財団法人の私物化を防ぐことはできません。</p> <p>財団法人の外部理事、外部監事になれない者として、「就任前十年間、当該財団法人を設立した法人又はその子法人の役員又は使用人であった者」も加えるべきと考えます。</p>	<p>いては、最低限必要とされる範囲として規定しております。</p> <p>今回の改革では、法人による自律的な運営体制の充実や透明性の向上が努力義務として規定されており（改正法第3条の2等）、各法人の判断において外部理事・監事についてより高い外部性を求めることは、当該規定の趣旨に合致するものと考えます。また、こうした取組については、公益法人が行った、ガバナンス充実の取組として事業報告に記載することができます（改正法第21条第4項）。</p>
45	<p>3. 外部役員（施行規則の要件）の適用時期</p> <p>今回の改正では、社員でない外部役員を選任する必要があり、令和7年4月以降の役員改選から当該規定が適用されると存じます。たとえば、3月決算法人の場合、令和7年5月又は6月の役員改選において、外部役員を選任を行う必要があると存じます。</p>	<p>公益法人（外部理事については、適用除外とされる収入・費用3000万円未満の法人を除く。）について</p>

	<p>他方で、公益社団法人においては、社員から役員を選任している例が多くあります。そして、法人によっては、役員定数や役員資格を見直す必要性が生じ、定款や役員選出に係る規程の変更が必要になる場合も出てくると存じます。そのような場合、令和6年末の改正・令和7年1月からの周知では、定款や規程の変更が間に合わないような例も出てくることを懸念します。</p> <p>また、法人によっては、令和6年中に選挙によって、既に令和7年5月又は6月の役員改選候補者を選任しているような例もあります。そのような法人においては、既に選任した役員候補者のうち1名に対して社員を退会してもらうことで対応せざるを得ないかもしれないという話も聞いております。</p> <p>外部役員の適用に関しては、法律の経過措置（認定法附則5条）で定められているため、外部役員自体の施行時期を延期するのは難しいと存じますが、外部役員のうち、今回の施行規則で新たに追加される要件（施行規則第4条及び第5条）に関して、実務上の混乱を回避する観点から、1年程度の延期をご検討いただけると幸いです。</p>	<p>は、法施行後、施行日に在任する理事・監事が全員改選されるなどの場合、その時に外部理事・監事を1名以上選任いただく必要があります。今後、内閣府において、各地方で行う公益法人への説明会、公益インフォメーションの特集ページ、メルマガなどを通じて注意を喚起し、周知に努めます。</p> <p>なお、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により改正法第5条第15号の適用対象となる法人は、施行直後に理事の全員改選が予定されている場合、その時点で外部理事を選任する必要がありますが、急遽の外部理事の選任、内部規則の改訂</p>
--	---	--

		<p>等を行うことができなかつた法人については、行政庁から外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて法人に対して説明を求めるとし、やむを得ず選任等することが困難であると認められる場合には、外部理事に係る監督は行わないこととする予定です(外部監事についても同様)。</p>
46	<p>自律的ガバナンスの充実、透明性向上を目的として、外部理事・監事の導入をしようとするが、施行の時期を遅らせていただきたい。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款の変更が必要になると思われるが、特別決議事項になるため、3分の2の出席ないし委任状が必要となり、そのためには相応の準備期間を要すること。</li> <li>2 外部理事・外部監事の選定についても慎重な対応が必要であり、そのためにも時間をかけて検討する必要があること。</li> </ol> <p>以上、導入の主旨は十分理解できるが、本件を実施するための時間が足りないと思量する。従って施行時期の見直しをお願いするもの。</p>	<p>公益法人(外部理事については、適用除外とされる収入・費用3000万円未満の法人を除く。)については、法施行後、施行日に在任する理事・監事が全員改選されるなどの場合、その時に外部理事・監事を1名以上選任いただく必要があります。</p>

		<p>なお、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により改正法第5条第15号の適用対象となる法人は、施行直後に理事の全員改選が予定されている場合、その時点で外部理事を選任する必要があることとなりますが、急遽の外部理事の選任、内部規則の改訂等を行うことができなかつた法人については、行政庁から外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて法人に対して説明を求めることとし、やむを得ず選任等することが困難であると認められる場合には、外部理事に係る監督は行わないこととする予定です(外部監事についても同</p>
--	--	---

		様)。
47	<p>○ (法第五条第十五号に掲げる者に準ずる者) 第4条及び第5条のそれぞれ第四号</p> <p>〔条文〕</p> <p>「三 第一号に掲げる者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人</p> <p>四 第二号に掲げる者が法人である場合にあっては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人」</p> <p>〔意見〕</p> <p>社団法人に比して財団法人だけ「その子法人の」とされた。この趣旨を確認したい。財団法人を社団法人と同様にしても良いのではないか。</p> <p>〔理由〕</p> <p>改正認定法第5条第十五号に於いて一般法人法第2条第四号(および同施行規則第3条)の制約を受ける建付けになっているが、社団法人と財団法人で子法人に関する外部理事・監事の定義が異なっている趣旨を確認したい。”</p>	<p>社員は、随時の変更があり得、かつ数が膨大な場合もあるため、変更の都度外部役員 of 要件該当性の確認を行うことの負担等も考慮して、子法人まで除外の対象としていません。</p> <p>財団法人の設立者については、そのような懸念はなく、設立法人の影響力から子法人規制の趣旨がより妥当するため、子法人についても除外対象としました。</p>
48	<p>○ (軽微な変更) 第9条第三号ロ</p> <p>〔条文〕</p> <p>「事業の統合、再編、承継その他の変更であつて、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの」</p> <p>〔意見〕</p> <p>「内閣総理大臣が定めるもの」とされた条文の趣旨を確認したい。</p> <p>〔理由〕</p> <p>重要なものであれば、一覧性、予測可能性を高めるため、内閣府令に明記することが</p>	<p>公益目的事業は多種多様であり、事業の公益性を判断する際の着目点(チェックポイント)も事業内容によって異なることから、軽微な変更として一律に規定することは困難であるため、別途内閣総理大臣</p>

	必要と考える。	が告示等で定めるものとなりました。
49	<p>○（事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類）第46条第1項第二号ハ〔条文〕</p> <p>「理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由」</p> <p>〔意見〕</p> <p>役員個別報酬の開示は、「計算書類や事業報告の開示」でもよいと理解してよいか。</p> <p>〔理由〕</p> <p>通常、計算書類や事業報告での開示が適切かと思われる。</p>	御指摘の情報も含め、公益法人の運営組織に関する重要な事項を一覧性をもって開示することで、公益法人の透明性が高まると考えており、計算書類や事業報告とは別の書類としてお示しする様式に記載していただくこととしております。
50	<p>○（事業報告等の提出）第57条第1項第二号〔条文〕</p> <p>「二 前号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」</p> <p>〔意見〕</p> <p>現行制度と同様の文言が残っているが、当該書類の具体的な内容を確認したい。</p> <p>〔理由〕</p> <p>提出書類の定式化とともに、具体的な記載例をガイドライン等で示すことをお願いしたい。</p>	例えば、監督上、取得する必要があるが、個人情報保護等の観点から開示・公表を求めることが適切でない書類が想定されます。具体的に必要と認める書類については、新ガイドライン等でお示ししていきます。
51	○（公益認定等の基準に関する経過措置の特例）改正認定法附則第5条第2項および第3項 適用の緩和措置	公益法人（外部理事については、適用除外とされる

	<p>〔意見〕</p> <p>外部理事、外部監事に関する規定は、この法律の施行又は当該公益認定の際現に在任する当該公益法人の全ての理事・監事の任期が満了する日の翌日から適用するとされている。</p> <p>これに対して、2025年6月に理事・監事の全員が改選される法人等においては、新たに外部理事・外部監事の候補者を選出し就任承諾要請を得なければならない、このための時間が不足し、選任が間に合わない場合が懸念されている。また、定款変更等が必要（社員の中から理事を選任する、理事の総数が上限に達している等）、報酬規程の変更等が必要（新たに選任する外部理事に対する報酬等）とするケースも生じている。このため、候補者の選任手続きをすすめている場合等においては、事情に応じて、1年間の猶予期間を検討頂けないか。</p> <p>〔理由〕</p> <p>多くの公益社団法人からの要望である。</p>	<p>収入・費用 3000 万円未満の法人を除く。）については、法施行後、施行日に在任する理事・監事が全員改選されるなどの場合、その時に外部理事・監事を1名以上選任いただく必要があります。</p> <p>なお、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により改正法第5条第15号の適用対象となる法人は、施行直後に理事の全員改選が予定されている場合、その時点で外部理事を選任する必要があることとなりますが、急遽の外部理事の選任、内部規則の改訂等を行うことができなかつた法人については、行政庁から外部理事の選任に係る手続の状況や選任ま</p>
--	---	---

		での見通しなどについて法人に対して説明を求めることとし、やむを得ず選任等することが困難であると認められる場合には、外部理事に係る監督は行わないこととする予定です(外部監事についても同様)。
52	<p>外部理事の設置についての要望です。</p> <p>本法人の場合、現在外部理事がいないことから、1名の外部理事を設置する必要があります。</p> <p>経過措置としては</p> <p>「新法施行後も、在職中の全ての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば良い」とはなっているのですが、</p> <p>本会の全ての理事の任期満了が2025年5月下旬の総会までとなっております。</p> <p>この来年5月の役員改選に関しては、すでに現在候補者の推薦の時期に差し掛かっており、これに外部理事1名を加えるためには、臨時総会を開き定款変更や規程変更、候補者の選定など、かなり無理のある対応になってしまいます。</p> <p>このことに関して、経過措置にさらに柔軟性を持たせることをご検討いただけませんか。</p> <p>例えば</p>	<p>詳細が不明のため、具体的なお答えはできませんが、公益法人(外部理事については、適用除外とされる収入・費用3000万円未満の法人を除く。)については、法施行後、施行日に在任する理事・監事が全員改選されるなどの場合、その時に外部理事・監事を1名以上選任いただく必要があります。</p> <p>なお、外部理事について、新制度施行直後に提出</p>

	<p>「新法施行後も、在職中の全ての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば良い。ただし新法施行後6カ月以内に在職中の全ての理事が任期満了となる場合は、改選後の全ての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば良いものとする。」などの救済措置を要望いたします。</p>	<p>予定の事業報告の数値により改正法第5条第15号の適用対象となる法人は、施行直後に理事の全員改選が予定されている場合、その時点で外部理事を選任する必要があることとなりますが、急遽の外部理事の選任、内部規則の改訂等を行うことができなかつた法人については、行政庁から外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて法人に対して説明を求めるとし、やむを得ず選任等することが困難であると認められる場合には、外部理事に係る監督は行わないこととする予定です(外部監事についても同様)。</p>
53	また「行政手続の簡素化・合理化」の内容に関しては、事業報告に新たに記載するこ	新ガイドラインにおい

	<p>ととして「公益法人が自主的に実施したガバナンスに関する取組」とありますが、どこまでのものが求められているのかわかりにくいので、例示をお願いしたいです。</p>	<p>て参考となる情報（法人法施行規則第 14 条 1 号から 11 号、会社法施行規則第 100 条、評議員関連など）の記載を予定しています。</p>
54	<p>1. 外部理事・監事の導入について</p> <p>内閣府令案附則の経過措置 外部理事・監事の導入 によれば、現任理事・監事の任期満了まで猶予となっているが、当会では令和 7 年 6 月に全ての理事・監事の改選期を迎えるため、この時点で導入しなければならず、令和 8 年度に役員改選期を迎える公益法人と比べ、準備期間が短かすぎます。外部理事等の人選・打診・承諾を得るにはかなりの時間が必要であり、報酬を支払う場合には、報酬規程の制定が必要になってきます。また、当会では理事は各県連に割り振っているほか、青年部会長・女性部会長・専務理事枠があり、すでに理事総数は上限に達しています。既存の割り当て枠を減らすことは困難であるため、定款変更により理事数の上限を増やさなければなりません。</p> <p>当会傘下の単体法人会（税務署の管轄区域ごとに設置されており 387 会が公益法人）においても、同様の状況にあり、外部理事・監事の人選や定款変更等の対応に困っていることから、1～2 年の猶予期間を設けていただきたい。仮に予定どおり実施される場合でも、外部理事・監事を導入できなかった公益法人に対し、即ペナルティーを科すことのないようお願いしたい。</p>	<p>公益法人（外部理事については、適用除外とされる収入・費用 3000 万円未満の法人を除く。）については、法施行後、施行日に在任する理事・監事が全員改選されるなどの場合、その時に外部理事・監事を 1 名以上選任いただく必要があります。</p> <p>なお、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により改正法第 5 条第 15 号の適用対象となる法人は、施行直後に理事の全員改選が予定されている場合、その時点で外部理事を選</p>

		<p>任する必要があることとなりますが、急遽の外部理事の選任、内部規則の改訂等を行うことができなかつた法人については、行政庁から外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて法人に対して説明を求めるとし、やむを得ず選任等することが困難であると認められる場合には、外部理事に係る監督は行わないこととする予定です(外部監事についても同様)。</p>
--	--	---

【財務規律、ガバナンス関係以外】

(Excel の通し番号、公表時は削除)	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
55	<p>「わかりやすい財務情報の開示」</p> <p>●行政手続きの簡素化・合理化について</p> <p>別表A～Hを「注記又は附属明細書」で代替とありますが、</p>	<p>御指摘の財務規律への適合性に関する情報等に係る書類については、財務</p>

	<p>「注記又は附属明細書」は監査対象書類となります。</p> <p>監査を受けるまで（1 か月程度）に、定期提出書類と同等の分量の書類を作成しなくてはならないということになります。</p> <p>今でも余裕がないところ、更に、時間的に余裕がなくなり、簡素化でも合理化ではなく、煩雑化・不合理化となります。</p> <p>●BSの区分経理について</p> <p>すでに合算されている財産を分割するのは大変な労力を要します。</p> <p>H表はわかりにくいですが、BSを区分経理するよりは、H表を継続していただくほうが合理的です。BSの区分経理は必要ないと認めて頂けないでしょうか。</p> <p>●上記について、実務経験をしてない方のご意見（法案）を通すのではなく、実務経験をしている方の意見をもっと汲み取ってはいただけないでしょうか。</p> <p>定期提出書類の事務的分量は多いですが、「注記や附属明細遺書に代替」したり、BSを区分経理しなければならない労力を比較すると、このままの現状の定期提出書類を継続していただいたほうが、まだ「マシ」です。</p> <p>●公益法人の事務手続きや立ち入り検査の簡素化について、よりよい改革案も中にはあると思います。公益法人に寄り添った制度にしてくださいよう要望いたします。</p>	<p>諸表と一体的に作成されるものと考えており、新たに行政庁で準備する様式については、財務諸表の情報と財務規律への適合性に関する情報をできるだけリンクさせ、作業の負担を軽減する方向で検討しております。なお、新会計基準の策定に当たり、小規模法人の負担軽減について検討することとしており、御意見は参考にさせていただきます。</p> <p>区分経理については、御指摘のように保有する財産を帰属する経理に仕分けする処理が必要になりますが、これは公益目的取得財産残額の把握方法を変えるためだけでなく、公益目的事業に使用等しなければならない財産を</p>
--	---	---

		<p>明確にし、公益法人の財務状況の透明性を一層高めるためのものです。なお、別表Hについては、作成作業が煩雑で誤りが多いことを指摘されており、今回、公益目的事業会計上の純資産を基礎とした把握方法とすることにより、適正かつ合理的な公益目的取得財産残額の把握が可能と考えております。</p> <p>各論点について、引き続き、広く意見を伺いながら検討を進めてまいります。</p>
56	<p>今回の施行令改正は公益社団法人並びに公益財団法人運営の行く末を大きく左右する重要なものになっていると感じています。</p> <p>財産を多く留保する組織や事業規模が大きい組織へメスを入れつつ、中小規模の組織には収支相償の緩和や積立の範囲拡大で運営が行いやすくなること、そして組織全体の透明性を向上させることでより社会に必要とされる立場を目指すという方向性が示されており、公益社団法人で働く者として内閣府ご担当者様や検討会メンバー皆様のご理解の深さに感謝しております。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>

	<p>さて、【今回の改正案について個別の意見はありません。】</p> <p>一つ一つの内容は十分に考慮されたものであり、透明性向上などで一部業務負荷が増えるものはありそうですが、それは必要性の高いものですので無くせるものではなく、他の改正と併せてトータルで見ればプラスが勝ると想像できます。</p>	
57	<p>3. ポータルサイトのユーザーインターフェイス（UI）について</p> <p>多分システムや「マニュアル」が変わることになりますが、今までのデータはAIにより簡単に新しいシステムに反映できます。また、いままでの慣れ親しんだサイトのユーザーインターフェイスは維持していただきたい。</p> <p>4. またマニュアルには「使われる用語」の「誰にで一瞬で理解できる定義、説明」をお願いしたい。文字に使用は最小限にとどめだれにでもわかる画像での表現を中心に作成いただきたい。ユーザーに「手間をかけさせない」システム設計が必要です。</p> <p>いずれにせよ当初から完璧なものとはできません。無謬性の前提をまず「捨てて」、運用しながら改良をするようお願いします。</p>	<p>ポータルサイトにつきましては、操作性は維持しつつ、内閣府令の改正内容を踏まえた手続を行うことができるよう、ユーザーインターフェイス（UI）の改善も含めた改修の準備を進めております。</p> <p>あわせて、既存のマニュアルについても見直しを行う予定ですが、その際は御意見として頂戴した「誰にでも」「分かりやすい」ものとなるよう検討を進めてまいります。</p> <p>なお、今後もこうした累次の改良を重ねつつ、将来的には民間による公益活</p>

		<p>動の更なる活性化につながるよう、申請手続のデジタル化やユーザビリティの向上など公益法人行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の実現に向け取り組んでまいります。</p>
58	<p>指定正味財産から一般正味財産への振替処理が廃止されるようですが、その方針自体には賛成ですが、何らかの理由で指定正味財産と一般正味財産の数字を修正しなければならない場合があります。</p> <p>活動計算書では、指定正味財産と一般正味財産が統合され、貸借対照表でも将来的には統合されるのだとしたら、指定正味財産と一般正味財産が完全に統合されるまでの間、振替処理に代わる措置を新設してください。</p> <p>それができない場合は、経過措置を設けて下さい。</p>	<p>御指摘の内容は、公益法人の会計基準に係るものであり、公益法人の会計に関する研究会における議論の参考とさせていただきます。</p>
59	<p>05 新会計基準における附属明細書の中身が増えて、行政側は簡素化となり、法人の負担が大きくなっているように思われます。</p>	<p>御指摘の内容は、公益法人の会計基準に係るものであり、公益法人の会計に関する研究会における議論の参考とさせていただきます。</p>

60	<p>06 事業計画書類提出時は、事業計画書と収支予算書とされているが、収支予算書の注記（従来の正味財産増減内訳表に準ずるもの）も必要になるのでしょうか。</p>	<p>収支予算書については、内閣府令第 48 条（現行第 30 条）に基づき策定する必要があり、現行制度同様、事業単位の内訳が必要です。</p>
61	<p>1. 参照条文番号 認定規則第 53 条第 2 号における一般規則の参照条文番号は、「第 34 条第 2 号」ではなく、「第 34 条第 2 項第 2 号」ではないでしょうか。</p>	<p>御指摘いただきましたとおり「第 34 条第 2 項第 2 号」の誤りでしたので修正させていただきます。</p>
62	<p>2. 経常外収益・経常外費用 現在、検討中の公益法人会計基準を見ると、「経常外収益」・「経常外費用」を「その他収益」・「その他費用」へ変更する予定となっています。 他方で、現状の認定規則第 30 条第 1 項第 3 号・第 4 号、第 4 項及び現状の整備規則第 42 条第 2 項第 4 号・第 5 号、第 3 項、第 16 条第 3 号においては、「経常外収益」又は「経常外費用」という表記になっています。 そのため、会計基準上の用語の見直しに合わせて、認定規則及び整備規則の用語を見直しされるのはいかがでしょうか。</p>	<p>「経常外収益/費用」と新会計基準で検討されている「その他収益/費用」は同じものを指します。新会計基準との用語の対応関係については、誤解を招くことのないよう、新ガイドライン等で示していきます。</p>
63	<p>1. 届け出を要しないない変更について 認定を受けた申請書の記載事項の変更を伴わないものは届出でよいとされているが、記載事項の変更があっても、当初の申請書に、具体的な数量（人数、金額等の増減）、事業実施の募集・広宣活動（メディア、ホームページなど媒体の変更）形式の変更（セミナ</p>	<p>現在の「変更認定・変更届出ガイド」において、「事業の日程や財務数値など毎年度変動することが一</p>

	<p>一、シンポジウム、ワークショップなど開催内容の変更)などが記載されており、実質的に事業を変更するものでない場合には届け出も不要とするよう、ガイドライン、FAQなどで具体的に説明していただきたい。当初の認定申請時期や地方行政庁によってはこのような事項まで申請書記載事項として指導していた事例があり、説明が必要と考える。</p> <p>なお、公益法人側が届出不要と判断した場合であっても、行政庁が事業報告書、計算書類等による事後チェックで届出必要と判断する場合、これを治癒することは十分可能と考える。</p>	<p>一般的に想定されるような事項の変更については変更認定申請及び変更届出のいずれも不要となる場合があります。」としております。現在検討中の新ガイドラインにおいては、こうした規律の内容を丁寧に記載し、行政庁による監督のばらつきも是正するようにしてまいります。</p>
64	<p>公益法人とは、「社会全体が抱えている、時々刻々と変化する社会的課題に対し、公益を目的とした事業により、持続的にソリューション（解決策）を提供していく団体」と理解しております。</p> <p>今回の公益法人等制度改革に関する内閣府文書（公益法人制度改革概要）においても、「～法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに～」 「～多様で変化の激しい社会ニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決に向けた活動を担うことが可能に」との記載があり、今回の公益法人等制度改革の主目的についても、「公益法人が潜在力を最大限に発揮し、多様で変化の激しい社会ニーズに柔軟に対応し、社会的課題解決に向けた活動を可能にすること」とされています。</p> <p>まず、社会的課題（社会ニーズ）がありきで、それを解決することが公益法人の事業目的だと考えます。公益法人にとって、社会的課題がもっとも重要な出発点であり、それは、認定法第2条の別表に該当するはずです。</p>	<p>別表については、今回改正はいたしません。御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

	<p>しかし、別表の内容は2008年に設定されたまま、既に16年間変わっていません。上記のように「多様で変化の激しい社会ニーズ」と言うならば、この別表の内容こそ、今回、検討すべきかと思いますが、有識者会議やガイドライン研究会の資料や議事録を見ても、ほとんど触れられていないようです。実際に当財団の今後を見据えて、事業目的を改めて見直してみると、当初該当していた別表の事業の種類が古すぎて、当てはまらなくなってきました。現代社会の大きな課題が抜け落ちているようにも感じます。事業区分については、新ガイドラインの素案でも、かなり検討されていますが、本来、手段である事業区分より、事業目的である別表を一番に検討すべきかと思いました。</p>	
65	<p>令和7年4月1日まで約半年しかないので、経過措置を3年、出来れば5年ぐらいは設けて欲しいです。</p> <p>会計ソフトの仕様変更、並びに現在の財務諸表から新しい財務諸表へ対応させる（内容を精査する）時間が必要です。</p>	<p>新会計基準の策定に当たり、御意見は参考にさせていただきます。</p>
66	<p>新公益法人制度を数字で見ると、公益を目的とする法人は、9,050団体から9,658団体で、移行後10年でほとんど増えていない。一方、公益目的に限定しない非営利法人、一般社団法人、一般財団法人は、11,769団体から76,496団体で64,727団体の増加である。</p> <p>この数字が何を物語るかは明らかで、公益を法が限定し、行政庁が監督する公益法人は増えず、公益を法が限定しないかつ行政庁が監督しない一般財団法人、一般社団法人が激増したこと、その内で公益法人に移行する法人の割合は低い、ほとんどないという実態である。</p> <p>この数字から問われていることは公益とは何か、誰が公益を決めるのか、行政庁の監督はどうあるべきかという点だと考える。さらに公益法人と税制優遇をセットにしている現在の方式（改革前は分離していた）がはたして良いのかという点もある。</p>	<p>公益法人制度の目的については、法第1条に規定されているところです。</p> <p>引き続き、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的に取り組んでまいります。</p>

	<p>今度の法改正では以上のような課題がしっかりと検討されたとは思えないので、今後も一般法人は増加し、公益法人は増加しない傾向が続くと想定される。さらに今度の法改正による部分手直しが公益法人事務に新たな負担を強いることは懸念されているので、公益法人が増加どころか減少することも充分考えられる。</p> <p>この状況下で新公益信託法が施行されるが、公益信託において、公益目的イコール税制優遇の図式をより強めることが想定される。</p> <p>よって施行令、法令においては、一般法人から公益法人に移行する法人の数を増やすための文言が追加で挿入されることが必要である。</p>	
67	<p>施行規則第72条 公表の方法について</p> <p>現在検討されている公益法人会計基準案によれば、現行の別表を財務諸表の注記及び附属明細書で代替し、これを公表するものと想定される。</p> <p>しかし、財務諸表は、あくまでも当該公益法人の財務報告にとどまるべきであり、他の機能と混在させるべきではない。</p> <p>認定法及び行政監督上必要とされる財務数値については、現行どおり行政庁が作成した各別表を用いて算定し、公表されるべきであると考えます。</p> <p>例えば、各企業は企業会計基準に基づいて財務諸表を作成した上で、別途法人税申告書を作成、申告している。</p> <p>現在検討されている方針は、いわば企業の財務諸表と税務申告書を一体化させるようなものである。これは財務諸表の目的から逸脱し、会計基準としても非常に奇異な印象を受ける。両者が混雑・一体化することで「分かりやすい」財務諸表からもかけ離れることになりはしないか。</p> <p>別表を作成する事が法人の負担になっているのではなく、財務諸表から容易に判別できることを別表に記載したり、別表内で重複する様な内容を記載する事が使い勝手を悪</p>	<p>御指摘の内閣府令案第72条は、行政庁による書類の公表方法を定める規定であり、公益法人の事務に直接の影響があるものとは認識しておりません。</p> <p>その上で、御指摘の財務諸表における別表情報（財務規律適合性）の開示については、今回の制度改正で、公益法人が自らの経営判断で資金を最大限効果的に活用できるよう、財務規律が柔軟化・明確化されており、これに伴い、公益</p>

	<p>化させている。</p> <p>また、別表の内容を財務諸表の注記及び附属明細書に記載する事で、当該内容の修正が必要となった場合、改めて機関決定が必要になると考えられる。実務上、大きな混乱を招くおそれがある。</p>	<p>法人は、従来以上に、資金の管理や活用などの公益法人の財務状況について、資源提供者等のステークホルダーや国民に対する説明責任を果たすことが重要となることから、会計監査の対象や社員総会・評議員会での承認対象となる財務諸表において重要な情報が開示されるように措置するものです。また、法人の財務状況と財務規律適合性の情報が一体的に開示されることは、情報の受け手にとっての便益になると考えます。</p> <p>なお、新会計基準の策定に当たり、小規模法人の負担軽減について検討することとしており、御意見は参考にさせていただきます。</p>
--	---	--

68	<p>2. 事業報告・決算の新制度への適用について</p> <p>内閣府令案附則の経過措置 事業報告等によれば、施行日以後に提出される事業報告・決算から新制度に適用とされているが、新制度開始前である6年度の事業活動や会計の報告である令和6年度事業報告・決算から適用されることには疑問があります。令和6年度については、すでに従来やり方で事業報告などの作成に着手していること、区分経理等については3年間の移行期間が認められていることから、事業報告等の新制度への適用は、法律の施行日以後の事業活動や会計の報告である令和7年度事業報告・決算からの適用としていただきたい。仮に予定どおり実施される場合には、令和6年度事業報告・決算において新制度を適用すべき項目等をわかりやすく具体的に明示していただきたい。</p>	<p>令和6年度の事業報告について、法人から報告いただく活動自体は、すでに現行制度の下で行われていることから、例えば、収支相償への適合などについては、新制度における収支の規律である中期的収支均衡ではなく、収支相償への適合を確認するための書類を提出いただくこととなります。ただし、新制度において、法人に新たに提出いただく情報として「報酬額が二千万円を超える役員がいる場合に、当該額及びその必要の理由」「海外送金の有無及びそれに関連したリスクの軽減策の有無」が追加されており、これらの情報については、該当する法人において追加的に書類の作成が</p>
----	--	--

		<p>発生します。また、現行制度においても法人から提出いただいている情報（理事・監事の数、寄附を受けた財産の額等）についても、それを記載する様式を見直す可能性はありますが、いずれの様式も令和6年以内に公表いたします。</p> <p>なお、財産目録等の行政庁における公表については、定期提出書類の記載内容にかかわらず、令和7年4月1日以降に提出されたものは公表対象となることにご留意ください。</p> <p>御指摘のとおり、区分経理については、令和10年3月31日までに開始する事業年度までは経過措置を設けていることから、この間の事業年度に係る計算書類については、従前の</p>
--	--	--

		<p>方法で経理したもので提出することが可能です。</p> <p>以上のように、令和7年4月以降、定期提出書類として提出すべき内容・様式が段階的に変わっていきますので、できるだけ分かりやすい形で周知を図っていきます。</p>
--	--	--